

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原 告 ニライ・カナイぬ会

被 告 沖縄県

第 1 準 備 書 面

2022（令和4）年8月10日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅 俊司

同

三宅 千晶

第1 被告の主張に対する認否

1 令和4年6月9日付答弁書における被告の主張に対する認否

(1) 「第2 請求の原因に対する認否」のうち「(3) 同2について」について
一段落目は不知。

(2) 「第3 被告の主張」について

ア 「1 訴状別紙1 不開示部分目録1 記載の不開示部分（以下「本件不開
示部分(1)」という。）について」について

第1段落は認める。

第2段落のうち、甲8号証1頁6項（確認・移管内容）に、数「63」
とあることは認め、その余は不知。

第3段落は不知。

イ 「2 訴状別紙2不開示部分目録2記載の不開示部分（以下「本件不開示部分(2)」という。）について」について

「(1)」のうち、第1段落は認め、第2段落は不知。

「(2)」のうち、第1段落は認め、第2段落は不知。

ウ 「3 本件条例第7条第7号ウ該当性」について

(ア) 「(1) 本件条例第7条第7号ウについて」について

第1段落は争う。第2段落及び第3段落は認める。

(イ) 「(2) 本件人骨についての調査の概要」について

第1段落は否認する。第2段落のうち、1文目は不知。2文目は否認する。本件移管台帳に記載された、「金関丈夫が「沖縄県内に所在する墳墓等から収集した」遺骨については、後述するように、採集場所についての裏付け資料が多数存在する。3文目は不知。

第3段落のうち、「甲9号証に本件琉球人遺骨について「調査を実施した関係者が所属していた■で調査を行い、採集場所や研究資料としての重要性を明らかにする必要性がある。」との記載があることは認めるが、本件移管台帳に裏付け資料がないことがその理由であることは不知。

(ウ) 「(3) 本件不開示部分(1)が本件条例第7条第7号に該当すること」について

「ア 調査研究に係る事務に関する情報」のうち、第1段落は不知、第2段落は争う。

「イ 公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」のうち、第1段落は不知、第2段落は争う。第3段落及び第4段落は不知ないし争う。

(エ) 「(4) 本件不開示部分(2)が本件条例第7条第7号に該当すること」について

「ア 調査研究に係る事務に関する情報」のうち、第1段落は不知、第2段落は争う。

「イ 公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」のうち、第1段落及び第2段落は不知。第3段落及び第4段落は不知ないし争う。第5段落は争う。

(オ) 「(5)」について

争う。

エ 「4 理由の提示について」について

(ア) 「(1) 本件処分(1)について」について

「ア」は認め、「イ」は争う。

「ウ」のうち、第1段落は否認し、第2段落のうち、添付1本件移管台帳（甲8）の記載内容は認めるが、その評価は争う。

「エ」は争う。

(イ) 「(2) 本件処分(2)について」について

「ア」は認め、「イ」のうち、不開示部分の事項にかかる小見出しが、「④人骨関係基礎調査」、「7 埋蔵文化関連事業」であることは認め、その余は不知ないし争う。

「ウ」のうち、第1段落は否認ないし争う。

「エ」のうち、1行目は認める。2行目の、令和3年11月4日付の4通の開示文書の不開示部分の内容は当然であるが不知。3行目ないし5行目は否認ないし争う。

(エ) 「(3)」について

争う。

オ 「5 まとめ」について

いずれも争う。

2 準備書面(1)における被告の主張に対する認否

(1) 「1 令和4年6月16日付求釈明申立書第2について」について

認める。

(2) 「2 令和4年6月16日付求釈明申立書第3について」について

1段落目は不知。2段落目のうち、1文目は否認する。2文目は認め、3文目ないし6文目は不知。不開示とされた本件移管台帳の内容との齟齬についての主張であるから、原告には把握のしようがない。

(3) 「3 令和4年6月16日付求釈明申立書第4について」について

1段落目は不知。ただし、後述するように、本件条例7条7号ウの要件該当性判断について、行政には広範な裁量はない。

2段落目は不知。

3段落の1文目のうち、本件琉球人遺骨の移管を受けてから現在までの間に、被告に要望や陳情が寄せられていることは認めるが、具体的な件数は不知、2文目のうち、公文書開示請求がなされていることは認めるが、具体的な件数は不知。5件の不服審査請求が申し立てられていることは認める。

3文目は否認する。なお、国民からの意見が寄せられることこそ、情報公開制度の本旨であること、よって、被告の主張は不開示の根拠足り得ないことは後述する。

第2 原告準備書面において使用する略語について

訴状、答弁書、被告準備書面(1)における略語が統一されていないため、本準備書面以降の書面において、原告は、別紙の通りの略語を使用することとする。

第3 原告の主張

1 本件訴訟において当事者適格を有するのは原告であること

被告は、「原告が権利能力なき社団に該当するものか否か判然としないことから、これらの各開示請求（甲4、6）について、玉城毅氏個人による開示請求（「ニライ・カナイぬ会」は個人の肩書としての表記）として扱い、本件各処分を行なっている。」と主張する。

しかしながら、本件各開示請求に係る公文書開示請求書には「氏名又は名称」として「ニライ・カナイぬ会」との記載があり、その「代表者氏名」として「玉城毅」との記載がある。他方、「(個人が請求する場合に限る。)」として記載が求められている「連絡先」には、何ら記載がない（甲4、6）。このような公文書開示請求書の記載振りからしても、原告は権利能力なき社団として開示請求を行ったことは明らかである。

そもそも、後述する答申120号、121号、132号に係る不服審査請求の際、原告は処分行政庁あるいは審査会から原告の規約や名簿等の提出を求められた。そして、答申120号及び121号に係る不服審査の際には文化財課に対して、答申132号に係る不服審査の際には総務課に対して、いずれも規約や名簿等を提出している。答申120号及び121号の不服審査請求はいずれも令和元年には申し立てられているわけだから、本件各処分を行う時点では、処分行政庁においては、原告が権利能力なき社団として公文書開示請求を行っていることを認識していたはずである。したがって、仮に処分行政庁が、本件各開示請求が権利能力なき社団によるものか個人によるものか判然としないと考えたのであれば、原告に対して、改めて確認を行うべきであった。

そして、本件各開示決定通知書には、処分の名宛人として、「ニライ・カナイぬ会 玉城毅」との記載がある。そのために、原告において、本件訴訟提起前の時点で、処分行政庁による処分が、権利能力なき社団としてのニライ・カナイぬ

会に対してなされたものではないと認識することはできなかつた。

処分行政庁が自らの怠慢によって被処分者の特定を怠り、結果として被処分者の特定を誤った上、原告において実際は自身が被処分者ではないと気づくことができないような外形を作出した以上、被告がこれに反する主張を行うことは、行政法上の関係にも妥当する信義則ないし禁反言の原則に照らして許されるものではない。

したがつて、本件において、原告は被処分者として当事者適格を有する。

2 原則公開の趣旨を踏まえた解釈が必要であること

「情報公開法制の確立に関する意見」の中の、「情報公開法要綱案の考え方」（以下「考え方」という。甲11〔総務省行政管理局『詳解 情報公開法』（平成13年、財務省印刷局）〕によれば、情報公開制度の目的は「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資すること」にある。

ここで、「考え方」は、行政改革委員会行政情報公開部会において、諸外国及び地方公共団体の情報公開制度の運用状況や判例等の状況を調査し、行政機関や多数の関係団体等の意見聴取を経て、「情報公開法要綱案」とともに策定されたものである。さらに、「考え方」は行政改革委員会における調査及び審議を経て、平成8年12月16日、「情報公開法要綱案」とともに、同委員会の見解として内閣総理大臣に意見具申された。情報公開法の条文は、「情報公開要綱案」と「考え方」に基づき作られたものであるから、「考え方」は、情報公開法の条文解釈を行う上で、最も重要な立法資料の1つである。

この「考え方」は、先に述べた情報公開制度の目的と同様、「県民の知る権利

を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する義務が全うされるようになることが重要であるとの認識に立ち、「県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資すること」との目的（本件条例1条）のもとに制定されたものであるから、公文書の開示請求権を定めた本件条例の条文解釈を行う上でも同様に重要な資料となるものである。

そして、「考え方」には、情報公開制度における「原則開示の基本的枠組み」について、次のような記述がある。

「開示請求権制度においては、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書は請求に応じて開示されるものとすべきである。

このような考え方から、本要綱案では、行政機関の長は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う（第五第一項）との原則開示の基本的枠組みを定めることとした。この「原則開示の基本的枠組み」は、本件条例7条の柱書にもまさに表れているものである。

したがって、不開示事由の解釈や、本件における司法審査の在り方等を検討するに際しても、「原則開示の基本的枠組み」に合致した解釈がなされねばならない。

3 本件条例7条7号ウの解釈及び主張立証責任の所在

(1) 本件条例7条7号ウの定め

本件条例7条7号ウは、「県」等「が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより」「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があり「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、例外的に、当該請求に係る公

文書を不開示とすると能够ると定めている。

(2) 本件条例7条7号ウの要件該当性判断についての行政機関の裁量は小さい

本条例7条7号柱書にいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求される（甲11・480頁、甲12〔宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』（2020年、有斐閣）・125頁]、乙3・35頁）。

したがって、行政機関が行う事務又は事業に関する情報（以下「事業情報」という。）について、当該事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件該当性判断については、行政機関に公範な裁量権限を与える趣旨ではないとされる（甲・11・480頁、甲12・126頁）

(3) 「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」の内容

そして、開示請求に係る文書が不開示事由に該当するかを判断する際に際しては、行政機関が定める要綱・要領を解釈基準として用いることとなる。

この点について、「情報公開事務の手引き」（乙3）は、本件条例7条7号ウについて、「①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とする」と定めている。

したがって、本件各不開示部分に記載された情報が、本件7条7号ウに該当するといえるためには、上記①、②又はこれらに類する事情がなければならない。

(4) 主張立証責任の所在は被告にある

そして、不開示の決定がなされた場合、取消訴訟の手続きにおいては、不開示処分の妥当性を主張・立証する責任は行政機関の長が負うとするのが、判例上確立した考え方である（甲12・70～72頁、最判平成6年2月8日民集48巻2号255号等）。

不開示処分の妥当性については、抽象的な不利益のおそれがあるというだけでは足りず、不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠を主張するとともに、その根拠があることを立証する必要がある。

例えば、大阪池判平成19年6月29日は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、「名目的、抽象的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務または事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要というべきだと判示している。

(5) 小括

したがって、本件各処分における不開示事由該当性、すなわち

- ① 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合
- ② 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- ③ ①②に類するようなおそれがある場合

に該当するとの処分行政の判断には、公正妥当を担保するに足る、客観的かつ具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠があることを、被

告が具体的に主張・立証できない場合には、本件各処分は違法であるとして取り消されなければならない。

4 本件処分(1)には、裁量逸脱濫用の違法がある

(1) 被告の主張

被告は、本件処分(1)の本件条例 7 条 7 号ウの該当性について、以下のように主張する。

本件不開示部分(1)には、「遺骨の「番号、頭蓋骨の採集場所、性別が記載されている」（答弁書・5 頁）。

しかし、本件琉球人遺骨は金閔氏が収集したものか確定したものではなく、また、本件移管台帳に記載された本件琉球人遺骨の番号、採集場所、性別が、国立台湾大学医学院が、移管までに行った調査研究によって明らかになったものか不明である（答弁書・4 頁及び 5 頁）。

現時点で本件不開示部分(1)を開示すると、本件移管台帳に記載された頭蓋骨の採集場所は、遺骨の特定のために採集場所とされている地名が記されているに過ぎないのに、既に確定された事実であると誤解されるおそれがある（答弁書 5 頁・6 頁）。

そうすると、「様々な者から、様々な主張がされるおそれがあり」「そうなると、その対応に追われ、調査研究に専念できなくなるばかりか、調査研究そのものが委縮してしまう」（答弁書・6 頁）。

(2) 被告の主張は情報公開制度の目的に正面から反するものであって、行政機関の主張としておよそ許されるものではない

ア 前述したように、情報公開制度の目的は「行政運営の公開性の向上を図り、もって政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資すること」にある。すな

わち、開示によって「様々な者から、様々な主張がされる」ことにこそ、正に情報公開制度の存在する意義があるのである。

したがって、「様々な者から、様々な主張がされる」ことをもって、本件不開示部分(1)を不開示とすることが許されるはずはない。被告自身がこのように自ら定めた制度の趣旨・目的を全く理解していないような主張をしてくることは、あってはならないことである。

イ さらに、「調査研究に専念できなくなる」という事情に関して被告は、公文書開示請求に対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるというが、そもそも、公文書開示請求権は憲法21条に由来する法律上ないし条例上の権利であって、行政機関はかかる権利の行使に対して公文書開示義務を負うのである。行政機関としては、公文書開示義務を遂行できるような体制を構築せねばならず、公文書開示請求に対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるとの事情を、本件不開示処分(1)の適法性の根拠とすることは許されない。

ウ このような被告の主張を不開示事由の根拠たる事実として認めてしまった場合には、開示義務者が「現在調査中である」と理由を付しさえすれば、半永久的に開示請求権者の公文書開示請求権を侵害し続けることを可能にする。そのような行為が開示義務者の裁量を濫用した違法なものであることは、言うまでもなく明らかである。

(3) 被告の主張は抽象的な可能性をいうに過ぎず、不開示事由とはなるものではない

ア 被告は、「様々な者から、様々な主張がされる」との主張に関して、本件琉球人遺骨の移管を受けてから現在まで40件以上の要望や陳情が寄せられていること、本件琉球人遺骨に関する公文書開示請求は23件、不服審査請求は5件受けていることを述べる（被告準備書面(1)・2頁）。

しかしながら、仮にかかる事情を踏まえたとしても、本件不開示部分(1)を開示した場合、必然的に「様々な者から、様々な主張がされる」ということにはならないから、被告の主張は、抽象的な可能性をいうに過ぎず、本件処分(1)の適法性の根拠とはなり得ない。

イ そして、「様々な者から、様々な主張がされる」という事情が抽象的な可能性に過ぎない以上、続いて被告が主張する、「その対応に追われ、調査研究に専念できなくなる」というおそれはその前提を欠き、これも本件処分(1)の適法性の根拠とはならない。

「調査研究に専念できなくなる」という事情そのものについてみても、現状において処分行政庁が実施している調査研究の具体的な内容や調査スケジュール等について、何ら具体的な事実関係は明らかとなっていない。

「調査研究に専念できなくなる」という被告の主張は、やはり抽象的な可能性にとどまるのであって、本件処分(1)の適法性の根拠とはなり得ない。

(4) 不開示事由の前提として主張する事実も誤りないし不合理である

ア 本件琉球人遺骨のうち、少なくとも33体は金関氏が採集したものであることは明らかである

被告は、準備書面(1)において、本件琉球人遺骨は金関氏が採集したものか確定したものではないと主張する。

しかし他方で被告は、答弁書の5頁において、本件琉球人遺骨について、「昭和初期に京都帝国大学（当時）の研究者が、沖縄県内に所在する墳墓等から収集したものとされていることしかわかつていない」と述べている。そして、被告準備書面(1)・1頁において、この京都帝国大学（当時）の研究者とは金関氏をいうことが明らかとなっている。すなわち、被告自身も、答弁書においては、本件移管台帳に記載された本件琉球人遺骨は、金関氏が、沖縄県内に所在する墳墓から収集したものであることを認めているの

である。

また、京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB 25572154（以下「京大訴訟判決」という。甲13号証）は、本件琉球人遺骨に関して、「2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）」として、以下のように判示している。

「(2) 百按司墓

ア 百按司墓は、沖縄県国頭郡今帰仁村字運天運天原109番の国定公園内に所在する墳墓であり、今帰仁村の有形文化財として指定されている。百按司墓には、北山国が同所を支配していた時代（14世紀半ば～西暦1420年代まで。以下「北山時代」という。）から第一尚氏の王朝が支配していた時代（西暦1420年代～同1469年まで。以下「第一尚氏時代」という。）にかけての、王族を含む支配層の貴族及び有力者並びにその一族の遺骨が納められているとされている。（甲14、18～21）

イ 百按司墓は、5基の墓（第1号墓所～第5号墓所）で構成され、各墓は、崖の中腹の岩陰を掘り込むなどして、半月状の石組みが設えられた形態となっている。各墓所内には木棺や厨子甕が配置され、墓内の空間は外部に露出している。（甲14、83）」

「ア 金関丈生¹（以下「金関」という）による人骨収集（甲41、55）

（ア）京都帝国大学医学部（当時は医科大学。以下同じ）に所属する研究者であった金関は、昭和4年1月8日から同月12日にかけて、百按司墓から人骨を収集した（甲41）

（イ）金関は、収集した人骨を京都帝国大学に持ち帰った後、昭和9～11年頃、当時の台北帝国大学（現在の国立台湾大学）に転任するに際し、その

¹ 正しくは「夫」である。

全部又は一部（少なくとも頭蓋骨33体分）を同大学に持ち出した（甲41〔268頁〕、55〔11頁、13頁〕）。

金関が台北帝国大学に持ち出した人骨のうち一部（頭蓋骨33体分）は、平成31年3月、国立台湾大学、同医学院、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会の協議に基づき、沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫へと移管された（甲55、原告松島）。」

甲41号証は、金関氏自身が執筆した『琉球民俗誌』（法政大学出版部、1968年）であるところ、かかる書物には、金関氏が琉球人の遺骨を持ち出した経緯等の詳細が記載されている（甲14号証）。

甲55号証は、同志社大学社会学部教授である板垣竜太氏による「『琉球民族遺骨返還訴訟』への意見書」（以下「板垣意見書」という。）である。板垣意見書には、金関氏の本件琉球人遺骨を含む琉球人遺骨の収集時期、場所及び内容（153頁）や、金関氏の弟子である許氏による頭蓋骨の研究内容等（156頁）がまとめられている。なお、京大訴訟判決にて事実認定の根拠とされた意見書と、本件で提出する訴訟は異なる書式であるため、ページ数は京大訴訟判決において記載されているものとは齟齬がある。（甲15号証）。

このように、本件琉球人遺骨のうち、少なくとも頭蓋骨33体は、金関氏が採集したものであることは明らかであって、本件琉球人遺骨は「金関氏が収集したものか確定したものではな」い（被告準備書面(1)・1頁）との主張は誤りである。

なお、同判決文には遺骨目録として、遺骨の発見地名や性別が記載されている。

イ 63体の遺骨のうち、33体は沖縄県国頭郡今帰仁村字蓮天で採集され

たものであることは明らかである

上述したように、京大訴訟判決において、「少なくとも頭蓋骨33体分」が、沖縄県国頭郡今帰仁村字運天に所在する百按司墓から採集されたものであることが認定されている。

さらに、2019年4月、原告共同代表らが沖縄県教育庁文化財課濱口課長（当時）に、沖縄県埋蔵文化財センターに保管されている本件遺骨がどこから採集されたものかを尋ねたところ、同人は「33体は運天由来」と回答していた。

その後、2020年に、原告共同代表が、ソウル大学名誉教授が撮影した本件遺骨の写真を、同志社大学教授に見せてもらったとき、本件遺骨の額には墨で「運天」と書かれていて（直接書かれたものか、紙に書かれて貼られたものは判然としなかった）、その上にセロテープが貼られていることが確認できた。

その情報を受けて、原告共同代表が改めて沖縄県教育庁文化財課の新垣力氏に対して、「遺骨の33体には『運天』と書かれているのか」と尋ねたところ、同人は「はいそうです。」と回答した。

さらに、被告が指摘する許氏の論文（乙4号証）にも、「運天」から採集された遺骨は33体との記載がある。

これらの事実からすれば、少なくとも33体は沖縄県国頭郡今帰仁村字運天において採集された頭蓋骨であることは明らかであるから、被告が主張する不開示事由はその根拠を欠く。

ウ 台湾大学に対し確認することなく不開示の根拠としている

本件移管台帳に記載された本件琉球人遺骨の「番号、採集場所、性別」が、「国立台湾大学医学院が、移管までに行った調査研究によって明らかになったものか不明である」との点については、単に処分行政庁あるいは

被告において国立台湾大学医学院に確認を行えば済む話である。

これを怠った上で、本件不開示部分(1)についての不開示事由とする被告の主張は、極めて不合理である。

(5) 京都大学及び北海道大学は、遺骨についての情報が記載されている台帳を開示している

ア 国立大学法人京都大学（以下「京都大学」という。）は、京都大学が保管する琉球人遺骨について、国立大学法人北海道大学（以下「北海道大学」という。）は、北海道大学が保管していたアイヌ民族遺骨について、以下の通り、それぞれ「採集場所」「性別」が記載されている文書を開示している。

イ 京都大学による開示文書

京都大学は、平成29年11月2日付で、人骨標本台帳毎に記録された文書のうち、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号に基づき、特定の個人を識別できる情報（氏名・所属・肩書き）について、慣行として公にされていないか、公にすることが予定されていない情報を不開示とし、その余を開示した（甲16〔法人文書開示決定通知書（京大総法情第118号）〕、甲17〔人骨標本台帳毎に記録された文書〕）。

ウ 北海道大学による開示文書

北海道大学は、平成20年6月17日付で、アイヌ人骨台帳のうち、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号に基づき、北海道大学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報を除く部分を開示した（甲18〔法人文書開示決定通知書（海大1-1-3号）〕、甲19〔アイヌ人骨台帳〕）。

また、平成20年9月4日付でアイヌ民族人体骨発掘台帳（写）についても、同じく独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号

に基づき、北海道大学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報を除く部分を（甲20〔法人文書開示決定通知書（海大1-1-5号）〕、甲21〔「アイヌ民族人体骨発掘台帳」〕開示した。

エ 小括

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条4号ホは、本件条例同様、事務事業情報の例外的不開示事由として、公にすることにより、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が生ずる場合を規定している。

京都大学、北海道大学が開示した、人骨標本台帳毎に記録された文書、アイヌ人骨台帳、アイヌ民族人体骨発掘台帳（写）には、本件移管台帳と同様、「遺骨の採集場所、性別」が記載されているのであるが、両大学は同法5条4号ホを根拠として不開示とはしていない。

学術の中心として、深く専門の学芸を研究する機関である大学さえ（学校教育法83条1項）、処分行政庁が不開示とした情報を開示している。このことは、処分行政庁による本件処分(1)が不合理であるとの証左である。

(6) まとめ

以上の通りであるから、本件処分(1)にかかる被告の主張は、情報公開制度の目的に正面から反するものであって、行政機関の主張としておよそ許されるものではなく、不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠は何ら示されていない。そして不開示事由の前提として被告が主張する事実もまた不合理なものである。

したがって、本件処分(1)は、裁量を逸脱又は濫用したものであって、違法である。京都大学及び北海道大学が、本件不開示部分(1)と同種の情報を開示していることも、本件処分(1)の違法性を基礎付けている。

さらに、被告の主張から明らかとなつたように、本件不開示部分(1)のうち、被告が本件条例 7 条 7 号ウにいう「おそれ」があるとしているのは、「頭蓋骨の採集場所」のみである。また、「頭蓋骨の採集場所」についても、33 体については、沖縄県国頭郡今帰仁村字運天から採集されたことは確定した情報である。よって、本件不開示部分(1)のうち、少なくとも「番号」「性別」、そして「沖縄県国頭郡今帰仁村字運天」ないし「運天」等と記載されているであろう 33 体の「頭蓋骨の採集場所」の各情報には不開示事由がないから、速やかに開示されなければならない。

5 本件処分(2)には、裁量逸脱濫用の違法がある

(1) 被告の主張

被告は、本件処分(2)の本件条例 7 条 7 号ウの該当性について、以下のように主張する。

本件は社会的関心も高く、調査先を公にすると、調査先に対して、本件人骨について問い合わせや意見表明等がされるおそれがある。

そうすると、様々な問い合わせを受けることをおそれた資料の所有者が、協力を拒むようなことがあれば、調査の目的を達成することはできなくなる（答弁書・7 頁）。

(2) 被告の主張は抽象的な可能性をいうに過ぎず、不開示事由とはならない

しかしながら、本件不開示部分(2)に記載されている情報は、「都道府県名」であつて、本件不開示部分(2)を開示したとしても、「調査先を公にする」とにはならない。

そして、都道府県名を明らかにすることによって、必然的に調査先が明らかになるということは考え難いのであるから、被告の主張は抽象的な可能性をいうに過ぎず、本件処分(2)の適法性の根拠とはなり得ない。

(3) 小括

以上の通りであるから、本件処分(2)にかかる被告の主張は、不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠とはなり得ない。

したがって、本件処分(2)は、裁量を逸脱又は濫用したものであって、違法である。

6 処分行政庁の杜撰かつ稚拙な公文書の開示が、複数の公文書開示請求及び不服審査請求を招いているのであるから、かかる事情を不開示事由の根拠とすることは許されない

主張の位置付けは明らかではないが、被告は、本件琉球人遺骨の移管を受けてから現在まで40件以上の要望や陳情が寄せられていること、本件琉球人遺骨に関する公文書開示請求は23件、不服審査請求は5件受けていると主張する。このうち、公文書開示請求に係る不服審査請求は3件である。

以下述べるように、これらの公文書開示請求及び不服審査請求は、処分行政庁の杜撰且つ稚拙な公文書の開示に起因するものである。処分行政庁が、適切に文書を特定し、適法に開示を行っていれば、原告やその他の者らが公文書開示請求を繰り返し行うことも、これに対して不服審査請求を申し立てることもなかったのである。自ら杜撰且つ稚拙な公文書の開示を行っておきながら、かかる事情を不開示事由の根拠とすることは、自身の行為の責任を原告に転嫁することであって、許されるものではない。

そのため、以下では、被告の主張する不服審査請求における答申のうち、沖縄県ウェブサイト・「沖縄県情報公開審査会答申」²に記載されている答申のうち、本件処分(1)に関するものについて、その内容を明らかにしておくこととす

² <https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/somushi/johocenter/joho-toshin.html>

る。

① 答申120号（令和2年9月24日）・甲22

原告は、令和元年8月16日付で、処分行政庁に対し、「2019年3月18日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書、協議書」の公文書開示請求を行った。

これに対し処分行政庁は、令和元年9月25日付で、「国立台湾大学、処分行政庁及び今帰仁村教育委員会間における沖縄人骨移管協議書」のみを対象文書と特定し、一部不開示処分を行った。

原告は、令和元年12月13日付で、対象文書は1枚と特定されたことを不服として審査請求を申し立てた。

そして、審査会が処分行政庁に対して確認を求めたところ、

- ・ 「沖縄人骨の確認・移管検収書」
- ・ 「本件移管台帳」
- ・ 「2017年11月2日付琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」

についても、本来は対象文書として特定し開示すべきであったことが明らかとなつた。

しかしながら審査会は、原告が新たに公文書開示請求を行っており、これに対する新たな公文書開示処分において、上記の3つの文書が新たに特定され開示されていることをもって、「本件審査請求の対象となった公文書に係る開示決定は、結論において妥当である。」とした。

② 答申121号（令和2年10月21日）・甲23

原告は、令和元年10月4日付で、処分行政庁に対し、「2019年3月18日に台湾大学より返還された遺骨について、同年9月25日開示決定された公文書以外の資料を含む文書。中国語と日本語が併記された協議書原

本他 10 件」の公文書開示請求を行った。

これに対して処分行政庁は、①「中国語の協議書（移交保管沖縄人骨協議書）」他 4 件及び②「沖縄人骨の確認・移管検収書（別添 1 本件移管台帳含む）」（本件処分(1)に係る公文書と同一の文書である。）を対象文書として特定したが、その余の原告の公文書開示請求に対しては、文書は存在であるとして、令和元年 10 月 18 日付で不開示処分を行った。また、①についても令和元年 10 月 18 日付で一部不開示処分を行った。

他方、②について、処分行政庁は国立台湾大学に対し、令和元年 10 月 25 日付で公文書の開示に係る意見照会を行った。これに対し、国立台湾大学からは、同月 29 日付で「開示することに同意するが、個人情報の部分については不開示にしていただきたい」旨の回答があった。

これを受けて処分行政庁は、②「沖縄人骨の確認・移管検収書（別添 1 本件移管台帳含む）」について、本件条例 7 条 2 号及び同 6 号を不開示事由として一部不開示決定を行った。

審査会が、文書不存在を理由とする不開示処分について、処分行政庁に対し改めて文書の確認を求めたところ、

- 台湾から遺骨返還の打診がされた時の文書に該当する可能性のあるメール

についても、本来は対象文書として特定し開示すべきであったことが明らかとなった。

また、審査会は、②「沖縄人骨の確認・移管検収書（別添 1 本件移管台帳含む）」について、本件条例 7 条 6 号を根拠として不開示とすることはできないとしながらも、処分行政庁に対し、本件条例 7 条 7 号ウ該当性について確認を求め、処分行政庁が不開示事由を変更したことから、不開示決定は結論において妥当であるとした。

7 理由の提示が不十分であること

(1) 本件処分(1)について

被告は、本件不開示部分(1)については、本件条例7条2号による不開示とされた部分を特定できるから、それ以外の本件不開示部分(1)が本件条例7条7号ウにより不開示とされたと容易に知ることができる、と主張する。

しかしながら、本件不開示部分(1)はその項目も含めて全て不開示とされているのである。黒塗りの書面から、当該黒塗り部分がいかなる理由で不開示とされたのかを推測するのは不可能である。

(2) 本件処分(2)について

被告は、本件不開示部分(2)については、都道府県名が記載されていることが推測でき、都道府県名は調査研究に関する情報であると推測できるから、本件不開示部分(2)が本件条例7条7号ウにより不開示とされたと容易に知ることができる、と主張する。

しかしながら、訴状13頁でも述べたように、理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

被告の主張するように、推測に推測を重ねなければ不開示の理由が理解できないということは、処分行政の理由提示が、その負うべき義務に違反していることを示すことに他ならない。

(3) 小括

したがって、本件各処分に係る理由提示はいずれも不十分であるから、処分は違法である。

以上

(別紙)

略語：定義

本件処分(1)：令和3年1月2日付でなされた、本件確認・移管検収書及び添付
1 本件移管台帳についての一部不開示決定をいう（別紙不開示目録
1）。

本件処分(2)：令和3年1月4日付でなされた、令和3年度予算に関する文書に
についての一部不開示決定をいう（別紙不開示目録2）。

本件各処分：本件処分(1)と本件処分(2)をいう。

本件不開示部分(1)：本件確認・移管検収書及び添付 1 本件移管台帳についての一
部不開示決定によって不開示とされた部分をいう（別紙不開示目録
1）。

本件不開示部分(2)：令和3年度予算に関する文書についての一部不開示決定によ
って不開示とされた部分をいう（別紙不開示目録2）。

本件琉球人遺骨：国立台湾大学医学院から沖縄県に移管されたものであって、本
件移管台帳に記載されている遺骨（被告書面においては主に「人骨」
と表現されているもの）。

本件移管台帳：沖縄人骨確認・移管検収書の添付 1 移管台帳（甲8）をいう。

京大訴訟判決：京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB 25572154を
いう。

以上